

フォークリフト運転業務従事者安全衛生講習会のご案内

鈴鹿地域職業訓練協会
共催 陸災防三重県支部

労働安全衛生法第60条の2の規定に基づき示された安全衛生教育に関する指針によって、事業者はフォークリフトの運転に従事させる者に対し安全衛生教育を行うように努めなければならないとされています。陸災防三重県支部と鈴鹿地域職業訓練協会が共催で標題の講習会を開催します。

この機会に受講して頂きますようお願い申し上げます。

開催日時 平成30年6月15日(金) 9:00~16:00

開催場所 鈴鹿地域職業訓練センター 鈴鹿市鈴鹿ハイツ1番20号

講習費用 7,500円(内消費税554円含む)

内訳:受講料5,855円(内消費税433円含む)・テキスト代1,645円(内消費税121円含む)

対象者 フォークリフト運転の資格を取得後、当該業務に就いて概ね3年経過している方

受付開始日 平成30年5月1日(火)

定員100名に達し
次第々切

受講申込方法 申込書に必要事項を記入し下記に持参又はFAXして下さい。講習費用は、現金で窓口納入して下さい。

申込先

鈴鹿地域職業訓練協会 TEL 059-387-1900 FAX 059-387-1905

〒510-0208 鈴鹿市鈴鹿ハイツ1番20号

講習科目及び時間

科目	時間	範囲
1最近のフォークリフトの特徴	2時間	(1)フォークリフトの構造上の特徴 (2)各種荷役運搬方法の特徴
2フォークリフトの取扱いと保守	2時間	(1)フォークリフトによる作業と安全 (2)フォークリフトの点検・整備
3災害事例及び関係法令	2時間	(1)災害事例とその防止対策 (2)労働安全衛生法令のうちフォークリフトに関する条項

講習会資料

『フォークリフト運転業務
従事者安全教育テキスト』
ほか

その他

◎本講習全科目を修了された方には、修了証を交付します。

◎**受講当日、フォークリフト運転の資格を示す「修了証」をご持参下さい。**

◎危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する

指針で、実施時期については、本来、事業者の判断に基づくものであるが、確実な実施を確保する観点から、当該業務に関連する技術革新の進展等に応じて一定期間ごとに実施すること。

一定期間とは当面5年と示されていますので、過去に受講された方もなるべく5年ごとに受講されることをお勧めします。

◎今後の予定(他の地区)は、陸災防三重県支部のホームページでご覧頂けます。

申込書のダウンロードも可能です。

URL <http://rikusaibo.santokyo.or.jp/>

その他ご不明の点は下記へお問い合わせ下さい

鈴鹿地域職業訓練協会 TEL 059-387-1900

陸災防三重県支部 TEL 059-225-0356



フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育受講申込書

開催日:平成 30 年 6 月 15日(金)

会場:鈴鹿地域職業訓練センター

事業所名		責任者名	
電話番号		Fax	
所在地	〒	担当者名	

受講者

(※は記入不要)

ふりがな		取得機関名		※番号
氏名		フォークリフト運転 技能講習修了番号		
生年月日	S・H 年 月 日	取得年月日	S・H 年 月 日	

ふりがな		取得機関名		※番号
氏名		フォークリフト運転 技能講習修了番号		
生年月日	S・H 年 月 日	取得年月日	S・H 年 月 日	

ふりがな		取得機関名		※番号
氏名		フォークリフト運転 技能講習修了番号		
生年月日	S・H 年 月 日	取得年月日	S・H 年 月 日	

ふりがな		取得機関名		※番号
氏名		フォークリフト運転 技能講習修了番号		
生年月日	S・H 年 月 日	取得年月日	S・H 年 月 日	

ふりがな		取得機関名		※番号
氏名		フォークリフト運転 技能講習修了番号		
生年月日	S・H 年 月 日	取得年月日	S・H 年 月 日	

平成 年 月 日

事業所責任者氏名



陸上貨物運送事業労働災害防止協会三重県支部長 宛

※事務処理欄

領収金額	¥	領収日	平成 年 月 日	番号
------	---	-----	----------	----